

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 有限会社 ヒジリコウギョウ 聖工業
 住所 京都府木津川市加茂町里土堀41-6
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 シモカワ トシカズ 下川 俊一
 電話番号 0774-76-4282
 FAX番号 0743-70-0761
 メールアドレス s_hijiri@kvp.biglobe.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に・を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に・を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 有限会社 聖工業
氏名又は名称
住 所 京都府木津川市加茂町里土堀41-6
代表者氏名 代表取締役 下川 俊一

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ヒジリコウギョウ 有限会社 聖工業		
住 所	生駒市南田原町 800番1		
フリガナ 代表者の氏名	シモカワ トシカズ 代表取締役 下川 俊一		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
事業者の住所 事業者の電話番号	生駒市南田原町 800番1 0743-70-0760	京都府木津川市加茂町里土堀41-6 0774-76-4282	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

京都府木津川市加茂町里土堀41番地6
 有限会社聖工業

会社法人等番号	1300-02-029914	
商号	有限会社聖工業	
本店	<u>京都府相楽郡加茂町大字里小字土堀41番地の6</u>	
	京都府木津川市加茂町里土堀41番地6	平成19年 3月12日変更 ----- 平成19年 3月12日修正
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成14年4月11日	
目的	1 給水装置工事及び給排水衛生設備工事の設計、施工及び監理 2 土木工事の設計、施工及び監理 3 建築工事の設計、施工及び監理 4 管工事の設計、施工及び監理 5 建築資材の販売 6 不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有、管理及びその利用 7 飲食店及びコンビニエンスストアの経営 8 衣料品の販売 9 労働者派遣事業 10 前各号に附帯関連する一切の事業	
発行可能株式総数	100株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。	
役員に関する事項	京都府相楽郡加茂町大字里小字土堀41番地の6 取締役 下川 俊一	

京都府木津川市加茂町里土堀41番地6
有限会社聖工業

	京都府相楽郡加茂町大字里小字土堀41番地の 6 取締役 下川 聖子
	代表取締役 下川 俊一
支店	1 大阪府枚方市村野東町75番15号
	大阪府四條畷市美田町19番1
	2 奈良県生駒市南田原町800番1
登記記録に関する 事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年10月13日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 3年 6月25日
京都地方法務局木津出張所
登記官

安 田 博



有限会社 聖工業 定 款

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社 聖工業と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 給水装置工事及び給排水衛生設備工事の設計、施工及び監理
- 2 土木工事の設計、施工及び監理
- 3 建築工事の設計、施工及び監理
- 4 管工事の設計、施工及び監理
- 5 建築資材の販売
- 6 不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有、管理及びその利用
- 7 飲食店及びコンビニエンスストアの経営
- 8 衣料品の販売
- 9 労働者派遣事業
- 10 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を京都府木津川市加茂町里土堀 4 1 番地の 6 に置く。

第 2 章 資本及び社員

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 5 0 0 万円とする。

(出資の口数及び出資 1 口の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 1 0 0 口に分ち、出資 1 口の金額は、
金 5 万円とする。

(社員の氏名、住所及びその出資口数)

第6条 社員の氏名、住所及びその出資口数は、次のとおりである。

京都府木津川市加茂町里土堀41番地の6

90口 下川 俊一

京都府木津川市加茂町里土堀41番地の6

10口 下川 聖子

第3章 役員

(員数)

第7条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(選任)

第8条 当会社の取締役は、当会社の社員の中から選任する。
ただし、必要のある場合には、社員以外の者から選任することを妨げない。

(代表取締役及び社長)

第9条 取締役の互選によって、代表取締役1名を選任し、これを社長とする。

(役員報酬)

第10条 取締役の報酬は、それぞれ社員総会の決議により定める。

第4章 社員総会

(開催)

第11条 当会社は、定時総会を毎年11月に開催することとする。
②臨時総会は必要がある場合に随時開催する。

(収集権者)

第12条 社員総会は、社長たる取締役がこれを召集するものとする。

(召集通知)

第13条 社員総会を招集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。

(議決権)

第15条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(議決方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、議事録を作成する。
②議事録には議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した取締役がこれに署名することを要する。

第5章 計 算

(営業年度)

第18条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとし、その末日を決算日とする。

(利益配当)

第19条 利益の配当は、毎年9月30日現在の社員に対してこれをなすものとする。

第6章 附 則

(最初の役員)

第20条 当社の最初の役員は、次のとおりとする。

取 締 役	下川 俊一
取 締 役	下川 聖子
代表取締役	下川 俊一

(最初の営業年度)

第21条 当社の設立当初の営業年度は、当社成立の日から平成14年9月30日までとする。

第22条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社その他の法令によるものとする。

上記の記述に相違ありません。

令和3年6月28日

京都府木津川市加茂町里土堀41番地の6

有限会社 聖工業

代表取締役 下川俊一

